

各務原市高齢者虐待防止 の基本マニュアル

(事業所向け)

平成 29 年 12 月

各務原市役所 健康福祉部 高齢福祉課
介護保険課

目次

I.	法律の施行	1
II.	高齢者虐待とは	1
i.	高齢者の定義	
ii.	高齢者虐待の定義	
iii.	養護者による高齢者虐待の定義	
iv.	養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義	
III.	養護者による高齢者虐待の防止	2
i.	早期発見	
ii.	通報	
iii.	各務原市高齢者虐待防止ネットワーク	
IV.	養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止	4
i.	高齢者虐待の防止等のための措置	
ii.	通報	
V.	養介護施設としての取り組み	5
i.	高齢者虐待防止に関する事項の周知徹底	
ii.	苦情処理体制の整備	
iii.	虐待が疑われる事例が発生した場合の対応方法	
VI.	相談窓口	6

I. 法律の施行

近年、日本では、介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や施設等で社会的な問題となっています。

平成 18 年 4 月 1 日より、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という。）」が施行されました。

II. 高齢者虐待とは

i. 高齢者の定義（高齢者虐待防止法第 2 条）

「高齢者」とは 65 歳以上の者

ii. 高齢者虐待の定義（高齢者虐待防止法第 2 条第 3 項）

「高齢者虐待」とは養護者¹による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待

iii. 養護者による高齢者虐待の定義（高齢者虐待防止法第 2 条第 4 項）

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、 <u>養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること</u>
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

iv. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義（高齢者虐待防止法第 2 条第 5 項）

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、 <u>その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること</u>
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

¹ 「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外の者。具体的には、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が挙げられます。

性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

※養介護施設従事者等の範囲は下記の「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者（高齢者虐待防止法第2条）

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業

III. 養護者による高齢者虐待の防止

高齢者虐待は、虐待をしている養護者が虐待と自覚していない場合や虐待を受けている高齢者が養護者をかばって知られないようにする場合があります。高齢者を取り巻く人々が虐待に気づき、深刻な状態になる前に相談や支援につなげることが大切になってきます。

i. 早期発見（高齢者虐待防止法第5条）

養介護施設、その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待を早期に発見する努力義務が規定されています。

ii. 通報（高齢者虐待防止法第7条第1項及び第2項）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合

虐待の状態	
生命又は身体に重大な危険が生じている場合	通報義務
上記以外	通報努力義務

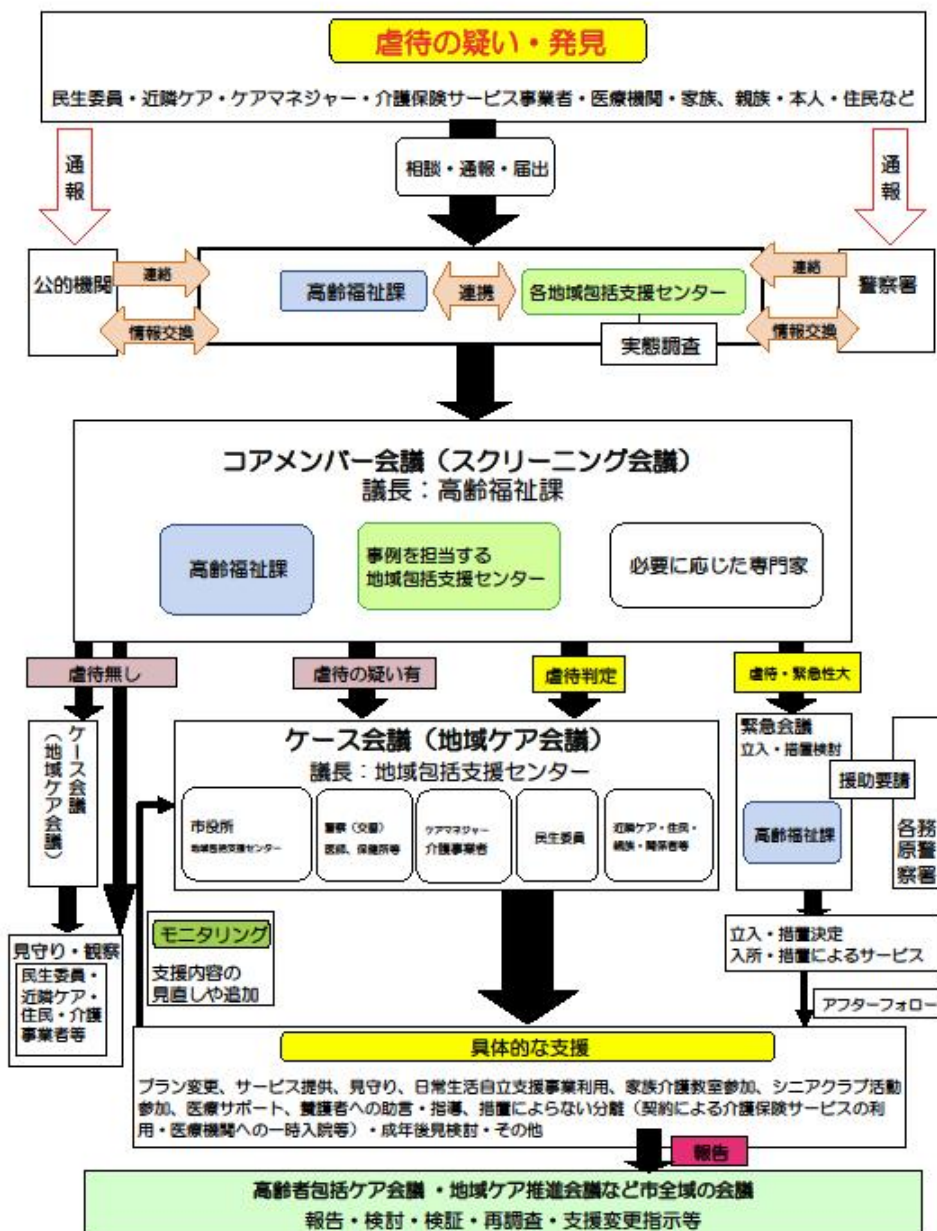
●通報に関する規定（高齢者虐待防止法第7条第3項）

刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関

する法律の規定は、前二項（高齢者虐待防止法第7条第1項及び第2項）の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

iii. 各務原市高齢者虐待防止ネットワーク

各務原市では、高齢者虐待防止ネットワークが構成されています。



IV. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

養介護施設従事者等は高齢者介護の専門職であり、高齢者虐待防止法に定義される高齢者虐待の行為をすることは決して許されることではありません。しかしながら、施設という閉鎖的な空間では、時間に追われる、従事者の不足等による要因によって、不適切な対応がとられる可能性も否定できません。高齢者の心身の安全と尊厳を保護し、従事者が非意図的に加害者となる事態を未然に防ぐため、適切な予防措置を継続的に取り組み、すべての従事者が高齢者虐待に関する正確な認識を持つことが求められます。

i. 高齢者虐待の防止等のための措置（高齢者虐待防止法第 20 条）

施設長・管理者等（養介護施設設置者または養介護事業を行う者）は、高齢者虐待防止等のために下記の措置を講じてください。

- 養介護施設従事者等の研修実施
- 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- その他、高齢者虐待防止等に資する対応

ii. 通報（高齢者虐待防止法第 21 条第 1 項―第 3 項）

養介護施設従事者等	その他の者	
養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合	養介護施設従事者等による生命又は身体に重大な危険が生じている高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合	通報義務
	養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合	通報努力義務

●通報に関する規定（高齢者虐待防止法第 21 条第 6 項及び第 7 項）

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

V. 養介護施設としての取り組み

養介護施設として、高齢者虐待を未然に予防・防止していくために、高齢者虐待に対する共通認識を持ち課題や問題等を全員で解決していくことが求められます。

i. 高齢者虐待防止に関する事項の周知徹底

養介護施設従事者等に対し、高齢者虐待防止に関する事項（虐待の定義・具体的な行为例・関係者に課せられた義務等）について、施設内で研修等により確実に周知徹底を行ってください。

- 新規採用者への研修の実施
- 年間計画への組み込み等により継続的に研修を実施

ii. 苦情処理体制の整備

利用者や家族に対する苦情処理体制の周知徹底を行ってください。

- 重要事項説明書や施設内の掲示等

iii. 虐待が疑われる事例が発生した場合の対応方法

- 被虐待者とされる高齢者の心身状況の確認、保護、記録
- 発生後速やかに市への報告

VI. 相談窓口

【養護者による虐待】

○各務原市役所

各務原市健康福祉部高齢福祉課 直通 TEL058-383-1779

○地域包括支援センター

担当小学校区	事業所名	住所・電話番号
那加第一、尾崎、蘇原第一	地域包括支援センター 飛鳥美谷苑	那加西市場町7丁目285-1 058-371-3081
那加第二、那加第三、蘇原第二	地域包括支援センター 社会福祉協議会	那加桜町2丁目163 058-383-7624
各務、八木山、中央1※	地域包括支援センター カーサ・レスパート	各務おがせ町9丁目282 058-381-3800
陵南、鵜沼第二、中央2※	地域包括支援センター フェニックス・かかみ野	鵜沼各務原町6丁目50 058-384-8844
鵜沼第一、鵜沼第三、緑苑	地域包括支援センター ジョイフル各務原	鵜沼小伊木町3丁目170-1 058-379-2521
稲羽西、稲羽東	地域包括支援センター つつじ苑	大佐野町2丁目58 058-371-2226
川島	地域包括支援センター リバーサイド川島園	川島河田町1348 0586-89-2979

※中央1は船山、坂井、東島、各務西組第一自治会

※中央2は中央1以外の中央小学校区の自治会

【養介護施設従事者による虐待】

○各務原市役所

各務原市健康福祉部介護保険課 直通 TEL058-383-2067

【時間外の場合】

各務原市役所 代表電話 TEL058-383-1111

※緊急の場合は、担当課職員に連絡するよう宿直職員に伝えてください。

【その他関係機関】

○各務原警察署

TEL 058-383-0110

○岐阜県

健康福祉部高齢福祉課介護保険者係 TEL058-272-8296